

2025 年 9 月 19 日

中京大学における研究活動に係る不正行為の調査結果について(報告)

中京大学

1. 経緯・概要

2024 年 2 月 13 日、本学が設置する不正告発窓口に対して、本学所属教員(被告発者)の二重投稿の疑いに関する告発がなされた。

告発を受け、「研究活動及び研究費の取扱いに係る不正防止及び不正行為への対応に関する規程」に基づき、予備調査の実施を経て不正行為本調査委員会を設置し、研究活動に係る不正行為の調査を行った。その結果、不正行為(二重投稿)を認定したので公表する。

2. 調査

2-1. 調査体制

委員長	目加田 慶人	中京大学 工学部 教授 (内部委員)
委員	石原 彰人	中京大学 工学部 教授 (内部委員)
委員	榎木 英介	一般社団法人「科学・政策と社会研究室」 代表理事 (外部有識者)
委員	小栗 宏次	愛知県立大学 情報科学部 教授 (外部有識者)
委員	岡田 香世	錦総合法律事務所 弁護士 (外部有識者)

※上記のほか、調査の過程において共著者の所属機関より内部委員 1 名、外部委員 1 名を受入れて調査を実施した。

2-2. 調査内容

(1)調査期間

2024 年 6 月 5 日(水) ～ 2025 年 3 月 4 日(火)

(2)調査対象

① 調査対象論文

被告発者の論文 2 組 4 編

②調査対象者

中京大学・心理学部・講師・藤掛 和広
他機関に所属する共著者 1 名

(3)調査手法・手順

調査対象論文の書面調査を実施し、論文の内容、記述の一致率、図表の一致度、引用の有無について確認・分析を実施した。また剽窃チェックソフトを使用し、調査対象論文と一致率の高い論文について調査を実施した。投稿先となった学術雑誌等の

投稿規程を確認し二重投稿が禁止されていることを確認した。

被告発者および調査対象共著者に対してヒアリングを実施し、共同研究に至った経緯、当該論文における各著者の役割について確認・分析を実施した。

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為の内容

二重投稿

(2) 認定した論文等

2 組 4 編の論文

(3) 不正行為に関与した者

中京大学・心理学部・講師・藤掛 和広

(4) 認定理由

調査対象論文は 2 組の先行論文(A-1,B-1)と後行論文(A-2,B-2)で構成されている。

それぞれの組み合わせ(A-1 と A-2,B-1 と B-2)は、いずれも日本語と英語で執筆言語は異なるものの、ともに英語で記述され、当該研究の主要な点について著者自身がまとめた abstract は、後行論文の先行論文に対する一致率が 66.7%(A-1 と A-2)及び 70.0%(B-1 と B-2)と極めて高い。また、A-1 の図 4 点のうち 3 点、表 6 点のすべてが A-2 と一致し、B-1 の図 8 点のうち 4 点が B-2 と一致するなど、後行論文において掲載されている図表がほぼ先行論文と一致していることからすると、後行論文に、先行論文と本質的に異なると言えるほどの新規性があると認めることはできない。

加えて、一般に、論文投稿の際に投稿者が必ず確認するはずの各出版元における明示の規定がある状態で、本来容易に行うことができる適切な引用が一切されないままに後行論文が刊行されたことからすると、後行論文の投稿は先行論文との関係で二重投稿にあたり、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱がはなはだしい不正行為にあたるものと認定した。

4. 機関が行った措置

- ・二重投稿が認められた論文(A-2, B-2)のうち一部(A-2)は既に被告発者による取下げがなされている。残る論文(B-2)には既に被告発者による取下げ手続きが開始されていることから、事務部門より速やかな手続き完了を促すとともに、確実に取下げがなされることを事務部門にて確認することとした。
- ・最高管理責任者より、不正行為への関与が認められた被告発者に対して厳重に注意し、今後このような行為を繰り返さないよう強く指導した。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

被告発者は所属機関が定める研究倫理教育を定期的に受講しており、ヒアリング調査においても二重投稿が不正であることや、どのようなものが二重投稿に該当するかを理解していた。

その一方で、被告発者は後行論文について主観的には新規性があると認識していたものの、当該研究の主要な点について著者自身がまとめた abstract がほぼ先行論文と一致したり、図表が一致したりするなど、研究活動不正に対する知識との間に乖離が見られた。またこれらの論文に対して適切な引用がなされていないなどから、研究不正に対する具体的な知識が不足するとともに当事者意識が欠如していたことが原因と考えられる。

(2) 再発防止策

研究活動不正を身近な問題と考え、当事者意識をもって不正防止に努められるよう、研究倫理委員会を通じて本事案を学内で共有する。

不正防止を目的に研究倫理委員会が作成し、配布後一定期間が経過している研究倫理ガイドについて、ホームページ上で共有するとともに、毎年度、研究倫理委員会を通じて学内に周知することで研究活動不正に対する意識向上を図る。

各研究者が研究活動不正に対して当事者意識を持って考える機会を増やすため、現在研究費不正に関する周知を行っている外部研究費の公募説明会や研究費執行説明会において研究活動不正に関する周知を行う。

以上